

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進
に関する基本方針

令和3年5月25日
京 都 府

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針

本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく方針であり、法第 3 条第 1 項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（平成 25 年 6 月 24 日付け農林水産省告示第 2072 号）に即するとともに、森林法第 5 条第 1 項の規定に基づき樹立した本府の地域森林計画（淀川上流森林計画区、由良川森林計画区）に適合して（特定間伐等の実施の促進に係る事項に限る。）、次のとおり定めるものとする。

1 本府の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

府内の森林面積は約 34 万 3 千ヘクタールで、府総土地面積の 74.3 パーセントを占める。また、本方針の対象となる民有林が森林に占める割合は 97.9 パーセントと高く、人工林の面積は約 12 万 7 千ヘクタールで、民有林の人工林率は 37.9 パーセントとなっている。人工林の齢級構成をみると、10 齢級から 13 齢級（46 年生から 65 年生）に面積が集中しており、高齢級化が進んでいる状況となっている（令和 2 年 3 月末現在）。

これまで、京都府では、京都議定書等における森林吸収量の目標の達成に資するため、第一及び第二約束期間における間伐の目標を 5 万 2 千ヘクタール（年平均 4 千ヘクタール）に設定し、間伐を推進してきた。

この間、特定間伐等促進計画が策定された府内市町村での、計画における意欲的な目標設定と目標達成に向けた積極的な取組の結果、第一及び第二約束期間において約 4 万 4 千ヘクタール（年平均 3 千 4 百ヘクタール）の間伐を実施し、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等に貢献してきた。

今後も、地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成など、森林の公益的機能の持続的な発揮に向けて、間伐を積極的に促進していくことが必要であり、そのためには、持続可能な林業経営の確立を図る観点から、計画的な森林施業の実施と間伐材の積極的な利用を推進していくことが重要である。

また、高齢級化が進む森林資源の状況を鑑みると、長期的な森林吸収量の確保のためには、成熟した森林資源の利用及び伐採跡地における再生林の確実な実施が必要である。

このため、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 箇年間に府内民有林において促進すべき間伐の目標面積を、4 万ヘクタール（年平均 4 千ヘクタール）と定め、森林経営計画等に基づく計画的な森林施業の実施と間伐材の積極的な利用を図るとともに主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等を促進すべき特定間伐等促進区域については、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、以下の考え方で設定するものとする。

- ① 間伐が適正に実施されていない森林であること。
- ② 造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること。
- ③ その他、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること。

3 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村の特定間伐等促進計画については、以下の考え方で作成するものとする。

① 事業の実施方法等

間伐面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期、実施方法等は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められることであることを確認した上で記載すること。

② 事業実施の確実性

事業実施主体の施業実績、資力、実行体制、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること。また、地域の実情に応じて、多様な主体を幅広く参画させるよう努めること。

③ 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施

特定間伐等の実施の促進の目標の達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施、造林未済地の早期解消に向けた造林等の促進に十分に配慮すること。

④ 関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するよう努めるとともに、市町村以外の者による計画に対する提案制度を積極的に活用して計画を作成すること。

4 特定間伐等の実施の促進に関する事項

(1) 特定間伐等の実施の促進に向けた援助等

本府は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の確実かつ効果的な実施に資するよう、国と連携しつつ、市町村又は特定間伐等の実施主体に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるものとする。また、本府及び市町村は、特定間伐等の実施を促進するため、間伐等を実施する林業事業体等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

(2) 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

市町村の特定間伐等促進計画に基づく間伐等の実施は、以下の考え方により推進するものとする。

① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

木材の生産をはじめ、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、面的なまとまりのある森林経営計画の作成促進及びこれに基づく計画的かつ適切な間伐等の森林施業の推進に努めること。

② 森林施業の集約化等の取組の推進

森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支計算を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の推進を図るため施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の取組の推進に努めること。

③ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

間伐を促進し、間伐材等木材を安定的に供給するため、事業量のまとまりや傾斜等の自然的条件等、地域の実態に応じ、林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備と高性能林業機械等を活用した低コストで効率的な作業システムによる施業の推進に努めること。

また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

④ 間伐材等木材の利用の推進

間伐材等木材の利用は、資源の有効利用を通じて、森林所有者に収益を還元し、持続的な森林整備につながる重要な取組であることから、住宅以外の建築物の木造化や内装木質化にも積極的に木材を利用するなど、地域に流通する木材の需要拡大に努めること。

⑤ 担い手の育成・確保等の推進

路網整備や高性能林業機械の操作等高度な専門技術により低コスト林業を實踐できる技術者や施業プランの立案、マーケティング等のノウハウを有する人材を京都府立林業大学校、（公財）京都府林業労働支援センター等関係機関とも連携して育成し、森林組合等林業事業体の経営力の向上に努めること。

5 府における特定母樹の増殖の実施の促進の目標

本府の人工林は、伐採適期を迎えた高齢級のものが年々増加しつつあり、人工林面積に占める 50 年生以上を超えるものの割合は、令和元年度末時点では 65 パーセントであったが、令和 12 年度には 90 パーセント以上に達しているの見込まれる。このような人工林の高齢級化に伴い森林吸収量が減少傾向で推移している中で将来にわたり本府の森林吸収量の保全及び強化を図るためには、再生林による伐採跡地の適切な更新が不可欠である。特定母樹の増殖は、特定苗木による再生林の基盤であり、長期的な森林吸収量の確保を図る上で重要な意義を有するものである。

こうした中、本府では、農林水産技術センター森林技術センター緑化センター（以下「府緑化センター」という。）及び民間により、特定母樹の増殖の実施に取り組んでき

たところである。

本府における将来の人工造林面積は、地域森林計画等における造林計画面積や本府の人工林の齡級構成を踏まえると、年間約 640 ヘクタールと見込まれる。本府においては、隣接する府県も含めた広域における将来の人工造林に必要となる種苗について、広葉樹等特定母樹以外の樹種、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗、マツノザイセンチュウ抵抗性を有する種苗、京都府在来品種等その他地域の事情に応じた種苗を除き、増殖した特定母樹（以下「増殖特定母樹」という。）から採取する種穂によって生産することが可能となるよう、府緑化センター及び民間による取組により、特定母樹の増殖の実施を促進し、増殖特定母樹により構成された採種園及び採穂園を整備し、令和 12 年度までに、スギ 520 本、ヒノキ 645 本の特定母樹を増殖することを目標とする。

注) 必要な特定母樹の本数は、造林用苗木 1 万本当たりスギミニチュア採種園で種穂を採取する場合は 21 本、スギ採種園の場合 14 本、スギ採穂園の場合 866 本、ヒノキミニチュア採種園の場合 40 本、ヒノキ採種園の場合 9 本、ヒノキ採穂園の場合 866 本を目安とする。

6 本府における特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

(1) 種穂の生産に関する事項

本府においては、これまでは、府緑化センターが整備する採種園・採穂園に植栽された母樹から苗木生産用の種穂を採取し、府内の苗木生産事業者に配布してきたところである。特定母樹の増殖については、府緑化センターが整備する採種園に加え、民間による取組を促進することとしているが、令和 12 年度までに増殖する、スギ 520 本の特定母樹については、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場等より購入した種穂等を基に認定特定増殖事業者が増殖し、また、ヒノキ 645 本の特定母樹は府緑化センター及び認定特定増殖事業者において増殖し、採取する種穂は、府内のみならず隣接する府県などの広域的な種苗の流通の状況を勘案して、苗木生産事業者に広く配布することとする。この場合、認定特定増殖事業者が増殖する母樹から採取する種穂の配布先が確保されるよう留意するものとする。

なお、スギについて本府は、林業種苗法第 24 条第 1 号の規定に基づき指定される種苗の配布区域のうち、第 4 区（本府北部）及び第 5 区（本府南部）に位置付けられる。令和 2 年 9 月時点において、特定母樹として指定されたスギのうち第 5 区への植栽に適したものは 32 品種指定されているが、府緑化センターが位置する第 4 区への植栽に適したものの指定はなされていない。よって、今後第 4 区への植栽に適した特定母樹のスギが指定され、配布を受けることが可能になるまでの間は、府緑化センターにおいて引き続き既存の精英樹等本府在来品種や、花粉の生産量の少ない特性を有するスギの増殖を実施し、そこから採取され苗木の育成に供される種穂について府内の苗木生産事業者に広く配布することとする。なお、第 4 区への植栽に適した特定母樹のスギの配布を受けることが可能になり次第、府緑化センターにおいて第 4 区への植栽に適した特定母樹のスギの増殖に取り組むこととする。

また、認定特定増殖事業者の取組状況によっては、必要な特定母樹の本数を確保する

ため、府緑化センターで増殖する特定母樹の本数を見直すものとする。

さらに、府緑化センターは、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター関西育種場と連携しつつ、更なる優良種苗の確保に向け、優れた材質を有するスギやヒノキ等の育種の推進に努める。

加えて特に、スギ花粉発生源対策に対応する花粉の生産量の少ない特性を有する種苗とともに、マツノザイセンチュウに抵抗性の特性を有する種苗、剛性に優れた特性を有する種苗、優良な広葉樹の苗木、本府特有の在来種苗、その他地域ニーズのある種苗等の種穂の生産についても推進する。

(2) 苗木の生産に関する事項

本府には、令和2年度末時点で7者の苗木生産事業者が存在し、スギ、ヒノキ等の林業用苗木を約630千本生産・出荷し、府内の人工林の健全な更新に寄与しているところである。今後、増加が見込まれる伐採後の再造林を適切に行っていくためには、これらの苗木生産事業者の果たす役割は極めて重要である。

このため、本府において、森林経営計画に基づく森林施業の推進を通じた計画的な伐採及び伐採後の造林の確保を図るとともに、令和12年度までにスギ12千本/年、ヒノキ30千本/年の特定苗木を供給することを目標とし、府、市町村、認定特定増殖事業者、苗木生産事業者、京都府山林種苗緑化樹組合、京都府森林組合連合会、森林組合等の種苗関係者間において、隣接する府県などを含む広域的な種苗の需給見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有、生産に必要な苗畑、温室等の整備を進めていくこととする。また、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、民間の林業事業体に対する特定苗木の利用の促進に努める。

また、花粉発生源対策を推進する観点から、府緑化センターにおいて、平成29年度から少花粉スギのミニチュア採種園等の造成に取り組んでおり、令和4年度から民間事業者による苗木の供給開始を図る。加えて、マツノザイセンチュウに抵抗性の特性を有する種苗、剛性に優れた特性を有する種苗、本府特有の在来種苗、地域ニーズのある種苗、優良な広葉樹等多様なニーズに応じた優良種苗の生産を推進する。

さらに、単位面積当たりの植栽本数の低減や下刈の省力化等、造林・保育の低コスト化につながるコンテナ苗の生産について、現在その生産方法の試行、植栽試験の実施、試験・研究用のコンテナ苗生産施設の設置及び研修会の開催等を行っているところであり、これらの成果を踏まえて、今後も引き続きコンテナ苗の生産拡大に取り組む。

なお、人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、生物多様性の保全、森林所有者の意向等に配慮した苗木が選定されることから、こうしたニーズに適切に対応できる種苗の生産に努めるものとする。

7 特定増殖事業の実施方法に関する事項

(1) 増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業において増殖する特定母樹は、農林水産大臣が定める特定母樹の中から、本府の気候条件等に適した種類を、樹種ごとに採種園造成の場合9種類以上(交配

により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上) 選定するものとする。
なお、本府の気候条件に適した特定母樹の種類は、別途、公表するものとする。

ただし、本府の気候条件等に適した種類が同時に9種類確保できない場合、まず9種類がすべてそろった状態の採種園の設計を行う。そして、4種類(困難である場合に限り、自殖率を抑制する措置を講じた上で2種類)以上の特定母樹を確保することができた時点から採種園の造成を開始し、追加指定された特定母樹を順次採種園に植栽していく(以下「順次植栽式採種園」という。)

また、特定母樹は、それを所有する者から配布を受け認定特定増殖事業者や緑化センターで増殖するが、その時期には適期があることから、必要な配布本数や配布時期について、認定特定増殖事業者等は特定母樹所有者と事前によく調整を行うものとする。

(2) 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、原則として、挿し木又は接ぎ木のいずれかの手法から選択するものとする。挿し木又は接ぎ木で繁殖する際は、繁殖後の個体にラベリングするなどにより、繁殖した個体の種類、種類ごとの繁殖本数を把握できるよう適切に管理するものとする。また、余分に繁殖した苗木や繁殖に供した育成木の本数管理も行い、特に繁殖に供した育成木は役目が終了したら処分し、記録するものとする。

① 挿し木の方法

特定母樹所有者から提供を受けた特定母樹の穂木等から無性繁殖(接ぎ木・挿し木)したものを植栽し、数年間育成した後、3月から4月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝等を採取し、挿し木床に挿し付けて、増殖特定母樹用の挿し木苗として育成するものとする。

② 接ぎ木の方法

特定母樹所有者から提供を受けた特定母樹の穂木等から無性繁殖(接ぎ木・挿し木)したものを植栽し、数年間育成した後、2月から3月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝から接ぎ穂を採取し、台木に接いだ苗木を増殖特定母樹用の接ぎ木苗として育成するものとする。

(3) 母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する母樹の本数、配置及び管理

挿し木又は接ぎ木によって繁殖した母樹を植栽し、採種園・採穂園として整備する土地は、平坦地又は緩斜地であること、土壌が深く地味が良好であること、水利の便が比較的良いこと、同じ樹種の林分からなるべく隔離されていること、林道等からの距離が短く交通が便利なこと等、植栽する母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。

また、病虫害、獣害、気象害の防除対策が確実に行われる必要がある。

繁殖した母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する母樹の本数及び配置は、植栽する母樹の枝張りの確保、種穂の採取作業の実施等の観点から、以下の基準を目安とし、

採種園又は採穂園の別、母樹の植栽間隔、母樹の植栽本数、面積等の具体的な内容を記載するとともに、設計図を添付するものとする。

① スギミニチュア採種園

- ・ 9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計(ギールティッヒ法等)により植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は1.2~2.5m、3ブロックを基本とし、必要な種子(山行き苗)の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定(植栽木1本当たりの採種量は35グラム/年が目安)。
- ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。
- ・ 本府の気候条件等に適した種類が同時に9種類確保できない場合、「順次植栽式採種園」で整備する。
- ・ 「順次植栽式採種園」で植栽する場合、自殖率を抑制するため植栽間隔を1.6m以上(同一クローン間は5m以上)、樹高は原則1.2mとし、1ブロック当たり36本(特定母樹が2種類の場合)の3ブロックを順次造成する。

② スギ採種園

- ・ 9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計(ギールティッヒ法等)により植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は2.5m程度を基本とし、必要な種子(山行き苗)の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定(植栽木1本当たりの採種量は75グラム/年(2回目間伐後)が目安)。
- ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。
- ・ 本府の気候条件等に適した種類が同時に9種類確保できない場合、「順次植栽式採種園」で整備する。
- ・ 「順次植栽式採種園」で植栽する場合、自殖率を抑制するため植栽間隔を5.0m以上とし、1ブロック当たり36本(特定母樹が2種類の場合)の3ブロックを順次造成する。

③ スギ採穂園

- ・ 母樹を種類ごとに列状に植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は1.0~2.5m、造林に必要な山行き苗の本数を勘案して母樹を植栽(植栽木1本当たり採穂数は25本/年程度が目安)。
- ・ 採穂園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。

④ ヒノキミニチュア採種園

- ・ 9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計(ギールティッヒ法等)により植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は1.8~2.5m、3ブロックを基本とし、必要な種子(山行き苗)の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定(植栽木1本当たりの採種量は15グラム/年が目安)。
- ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車輛を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。
- ・ 本府の気候条件等に適した種類が同時に9種類確保できない場合、「順次植栽式採種園」で整備する。
- ・ 「順次植栽式採種園」で植栽する場合、自殖率を抑制するため植栽間隔を1.6m以上(同一クローン間は5m以上)、樹高は原則1.2mとし、1ブロック当たり36本(特定母樹が2種類の場合)の3ブロックを順次造成する。

⑤ ヒノキ採種園

- ・ 9種類以上(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、2種類以上)の母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計(ギールティッヒ法等)により植栽すること。
- ・ 母樹の植栽間隔は2.5m程度を基本とし、必要な種子(山行き苗)の数量を勘案して母樹の植栽本数を決定(植栽木1本当たりの採種量は100グラム/年(2回目間伐後)が目安)。
- ・ 採種園周囲には、作業内容、作業車輛を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。
- ・ 本府の気候条件等に適した種類が同時に9種類確保できない場合、「順次植栽式採種園」で整備する。
- ・ 「順次植栽式採種園」で植栽する場合、自殖率を抑制するため植栽間隔を5.0m以上とし、1ブロック当たり36本(特定母樹が2種類の場合)の3ブロックを順次造成する。

⑥ ヒノキ採穂園

- ・ 母樹を種類ごとに列状に植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は1.0~2.5m、造林に必要な山行き苗の本数を勘案して母樹を植栽(植栽木当たりの採穂数は25本/年程度が目安)。
- ・ 採穂園周囲には、育成、採穂作業、作業車輛を勘案し、幅員1.2m以上の作業路を設置。

(4) 増殖特定母樹から採取する種穂の配布

特定増殖事業によって増殖した特定母樹から採取する種穂の配布先は、隣接する府県などの広域的な種苗の流通状況を勘案しつつ、苗木生産事業者が広く利用できるよ

う、府、苗木生産事業者、京都府山林種苗緑化樹組合、京都府森林組合連合会、森林組合等の関係者と十分情報の共有を図った上で決めることとする。

(5) 特定増殖事業の実施期間

特定増殖事業の実施期間は、以下の基準を目安とし、特定母樹の繁殖、母樹の植栽及び種穂等の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

① スギミニチュア採種園

| 年次 | 作業種 |
|----|---|
| 1 | 特定母樹の穂木等9種類以上(「順次植栽式採種園」の場合、購入することができる特定母樹の種類×5本、特定母樹が2種類の場合は合計10本。購入することができる特定母樹が開発され次第、1種類当たり5本を購入)各5本、計45本を国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター関西育種場等から購入、無性繁殖(接ぎ木・挿し木)したものを苗畑に定植(施肥、深耕) |
| 2 | 育成 |
| 3 | 育成後の母樹から1本当たり10本の穂木を採取(各種類50本)、無性繁殖(接ぎ木・挿し木)苗として450本養苗(得苗率5割目標) |
| 4 | 養苗後の苗を母樹として採種園に植栽(植栽本数216本(72本×3ブロック)(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、植栽本数24本(8本×3ブロック)、施肥) |
| 5 | 育成 |
| 6 | 着花促進(ジベレリン処理)、育成 |
| 7 | 採種、種子配布 |
| 8 | 苗畑に播種(苗木生産まで行う場合) |
| 9 | 育成 |
| 10 | 苗木配布 |

注1：3ブロック分

注2：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理を含む。

② スギ採種園

| 年次 | 作業種 |
|----|--|
| 1 | 特定母樹の穂木等9種類以上(「順次植栽式採種園」の場合、購入することができる特定母樹の種類×10本、特定母樹が2種類の場合は合計20本。購入することができる特定母樹が開発され次第、1種類当たり10本を購入)各10本、計90本を国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター関西育種場等から購入、無性繁殖(接ぎ木・挿し木)したものを苗畑に定植(施肥、深耕) |

| | |
|----|---|
| 2 | 育成 |
| 3 | 育成後の母樹から1本当たり10本の穂木を採取（各種類100本）、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）苗として900本養苗（得苗率5割を目標） |
| 4 | 養苗後の苗を母樹として採種園に植栽（植栽本数432本）（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、植栽本数72本）、施肥 |
| ～ | 育成 |
| 9 | 1回目間伐（「順次植栽式採種園」の場合にあっては間伐なし）、育成 |
| 10 | 育成 |
| 11 | 2回目間伐（「順次植栽式採種園」の場合にあっては間伐なし）、育成 |
| 12 | 育成 |
| 13 | 着花促進（ジベレリン処理）、育成 |
| 14 | 採種、種子配布 |
| 15 | 苗畑に播種（苗木生産まで行う場合） |
| 16 | 育成 |
| 17 | 苗木配布 |

注1：着花促進（ジベレリン処理）、採種は間伐以前においても、状況により実施可能。

注2：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

③ スギ採種園

| 年次 | 作業種 |
|----|---|
| 1 | 特定母樹の穂木等2種類各5本、計10本を国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター関西育種場等から購入、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを苗畑に定植（施肥、深耕） |
| ～ | 育成 |
| 5 | 育成後の母樹から1本当たり25本の穂木を採取（各種類125本）、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）苗として250本養苗（得苗率8割を目標） |
| 6 | 養苗後の苗を母樹として採種園に植栽（造成、植栽本数は200本）、施肥 |
| ～ | 育成 |
| 10 | 採穂、穂木配布 |
| 11 | 苗畑に植栽（苗木生産まで行う場合） |
| 12 | 育成 |
| 13 | 苗木配布 |

注：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

④ ヒノキミニチュア採種園

| 年次 | 作業種 |
|----|--|
| 1 | 特定母樹の穂木等9種類以上（「順次植栽式採種園」の場合、購入することができる特定母樹の種類×6本、特定母樹が2種類の場合は合計10本。購入す |

| | |
|----|---|
| | ることができる特定母樹が開発され次第、1種類当たり6本を購入)各6本、計54本を国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター関西育種場等から購入、無性繁殖(接ぎ木・挿し木)したものを苗畑に定植(施肥、深耕) |
| ～ | 育成 |
| 5 | 育成後の母樹から1本当たり8本の穂木を採取(各種類48本)、無性繁殖(接ぎ木・挿し木) 苗として432本養苗(得苗率5割目標) |
| 6 | 養苗後の苗を母樹として採種園に植栽(植栽本数216本(72本×3ブロック))(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、植栽本数24本(8本×3ブロック)、施肥) |
| ～ | 育成 |
| 8 | 着花促進(ジベレリン処理)、育成 |
| 9 | 採種、種子配布 |
| 10 | 苗畑に植栽(苗木生産まで行う場合) |
| 11 | 育成 |
| 12 | 苗木配布 |

注：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

⑤ ヒノキ採種園

| 年次 | 作業種 |
|----|--|
| 1 | 特定母樹の穂木等9種類以上(「順次植栽式採種園」の場合、購入することができる特定母樹の種類×10本、特定母樹が2種類の場合は合計20本。購入することができる特定母樹が開発され次第、1種類当たり10本を購入)各10本、計90本を国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター関西育種場等から購入、無性繁殖(接ぎ木・挿し木)したものを苗畑に定植(施肥、深耕) |
| ～ | 育成 |
| 5 | 育成後の母樹から1本当たり8本の穂木を採取(各種類80本)、無性繁殖(接ぎ木・挿し木) 苗として720本養苗(得苗率5割を目標) |
| 6 | 育成 |
| 7 | 養苗後の苗を母樹として採種園に植栽(植栽本数324本)(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合にあっては、植栽本数72本)、施肥 |
| ～ | 育成 |
| 14 | 1回目間伐(「順次植栽式採種園」の場合にあっては間伐なし)、育成 |
| 15 | 育成 |
| 16 | 2回目間伐(「順次植栽式採種園」の場合にあっては間伐なし)、育成 |
| 17 | 育成 |
| 18 | 着花促進(ジベレリン処理)、育成 |
| 19 | 採種、種子配布 |

| | |
|----|-------------------|
| 20 | 苗畑に播種（苗木生産まで行う場合） |
| ～ | 育成 |
| 23 | 苗木配布 |

注1：着花促進（ジベレリン処理）、採種は間伐以前においても、状況により実施可能。

注2：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

⑥ ヒノキ採穂園

| 年次 | 作業種 |
|----|---|
| 1 | 特定母樹の穂木等2種類各6本、計12本を国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター関西育種場等から購入、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）したものを苗畑に定植（施肥、深耕） |
| ～ | 育成 |
| 5 | 育成後の母樹から1本当たり8本の穂木を採取（各種類48本）、無性繁殖（接ぎ木・挿し木）苗として96本養苗（得苗率5割目標） |
| 6 | 養苗後の苗を母樹として採穂園に植栽（植栽本数50本）、施肥 |
| ～ | 育成 |
| 10 | 採穂、穂木配布 |
| 11 | 苗畑に植栽（苗木生産まで行う場合） |
| 12 | 育成 |
| 13 | 苗木配布 |

注：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

8 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

(1) 特定母樹の増殖の実施の促進に向けた援助等

府は、特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖の确实かつ効果的な実施に資するよう、特定母樹を開発し、所有している国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター関西育種場等と連携しつつ、認定特定増殖事業者に対し、必要な情報の提供等の支援措置を講ずるとともに、必要に応じて林業・木材産業改善資金の貸付を行うものとする。また、特定増殖事業の実施を促進するため、苗木の生産事業者等に対し、必要な情報の提供等の支援を行うものとする。

貸付相談窓口：京都府農林水産部林業振興課

(2) 認定特定増殖事業者に対する支援

府は、認定特定増殖事業計画の円滑な実施が促進されるよう、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター関西育種場等の特定母樹所有者に、特定増殖事業に必要な特定母樹の配布要請を行うものとする。

9 その他（様式例）

参考として、市町村が作成する特定間伐等促進計画、特定増殖事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画、その認定申請書等について、別記様式のとおり様式例を示す。